

戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します

▼対象 戦没者等の死亡当時の遺族1人のみ

(遺族が複数人いる場合は優先順位の高い方に支給します)

▼支給条件 平成27年4月1日時点で、戦没者等の死亡当時の遺族が公務扶助料や遺族年金等を受けていないこと。

【支給の優先順位】

1. 平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※①～④は戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかで順番が入れ替わります。
4. 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容：額面25万円、5年償還の記名国債

○受付期間：7月1日（水）～平成30年4月2日（月）

○請求窓口：福祉ささえあい課、各地域振興局地域住民課

▶詳しくは… 福祉ささえあい課 ☎53-4089

各振興局地域住民課 嬉野☎48-3809 三雲☎56-7910 飯南☎32-2922 飯高☎46-7112

手話奉仕員養成講座

参加費
無料

聴覚障がい者と日常会話ができるようになるために、手話の入門課程・基礎課程を学びます。

▼対象 市内在住または、通勤、通学の18歳以上で、全日程の8割以上に出席できる、手話を学んだ経験のない方

※応募者が定員に満たない場合は経験者も受講できます。

▼とき 7月6日(月)から2年間（いずれも月曜日）午後7時～9時

平成27年 7月	6日、13日	12月	7日、14日、21日
8月	3日、10日、24日	平成28年 1月	18日、25日
9月	7日、14日	2月	1日、8日、15日
10月	5日、19日	3月	7日、14日
11月	2日、9日、16日	※平成28年4月以降の開催日時は未定	

▼ところ 障害者福祉センター（殿町）

▼定員 20人（抽選）

▼申込方法 6月19日（金）午後5時までに、直接または電話で障がいあゆみ課へ。

▶詳しくは… 障がいあゆみ課 ☎53-4059